

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）  
（令和8年4月分）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度道路橋梁総合管理システム保守業務委託	情報処理	三菱電機株式会社	¥72,600,000	4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
2	令和8年度 建設局・大阪港湾局ATC庁舎通信設備保守点検業務委託	通信設備保守点検	OKIクロステック株式会社	¥2,098,800	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和8年度 放置自転車等総合対策業務委託	その他	アーキエムズ・フジカ業務委託特別共同企業体	¥960,254,267	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	令和8年度 もと南工営所エレベータ保守点検業務委託	機械設備等保守点検	日本オーチス・エレベータ株式会社	¥1,584,000	4月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和8年度道路橋梁総合管理システム保守業務委託

### 2 契約の相手方

三菱電機（株）関西支社

### 3 随意契約理由

本業務は、建設局における道路事業の運営に係る業務の迅速化および効率化を目的に構築した、道路橋梁総合管理システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用および稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理およびシステム機能改善を行うものである。

本システムは、三菱電機(株)が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によって情報システムとしての性能を維持継続させなければならない。他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 5 担当部署

建設局 企画部 企画課 DX推進担当（電話番号 06-6615-6479）

## 随意契約理由書

## 1 委託名称

令和8年度 建設局・大阪港湾局ATC庁舎通信設備保守点検業務委託

## 2 契約の相手方

OKIクロステック株式会社 関西支社

## 3 随意契約理由

本業務は、ATC庁舎事務室内に配備する電話交換機などの通信設備の保守点検業務である。

当該設備により、市民対応や関係機関との連絡調整をはじめとする日常業務を行っており、電話交換機に不具合が発生し不通となった場合、あらゆる行政サービスが実施できないことから恒常的に通信環境を維持する必要がある。

なお、上記業者は、当該通信設備のシステム構築者であり、回線を利用した24時間監視装置による緊急対応やシステム改修等を行うことのできる唯一の業者であることから随意契約を行うものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局総務部総務課（電話番号 06-6615-6887）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和8年度 放置自転車等総合対策業務委託

## 2 契約可能団体

アーキエムズ・フジカ業務委託特別共同企業体

## 3 随意契約理由

本業務は、自転車等の放置抑制、自転車駐車場の利用を促進するための啓発の実施及び放置自転車等の撤去により、放置自転車等による通行阻害の解消、通行環境の改善を目的とし、夕・夜間の実施を基本とした放置自転車等対策として実施するものである。

今年度履行中の放置自転車等総合対策業務委託では、民間事業者が撤去計画の策定、撤去運搬の実施を行っているが、同日中、同一箇所での繰り返し撤去、1か月間以上の同一箇所での連日撤去や放置のピークとなる時間帯に撤去を行う等の対策を立案し、実施した箇所では大幅な放置自転車の削減が確認出来ていることから、次年度においても民間事業者が持つ柔軟な発想・企画力・実行力により策定・実施された撤去計画及び撤去運搬が放置自転車の削減に有効であると考えます。

今年度に放置が改善された箇所について、その効果を持続するための啓発手法の策定が必要である。

民間事業者のノウハウによる ICT 技術を活用することで、①リモート接続による複数現場の一元的な遠隔監督。②撤去時に登録した情報から履行範囲内における放置の多い箇所をヒートマップ形式で作成し、放置の多い箇所を見える化し、撤去計画の策定に活用。③現場にて撮影した写真データをリアルタイムに24時間運用のコールセンターと共有し、ワンストップでの電話対応を実施。といった効果があり、本市職員の省力化や市民サービスの向上を実現していることから、幅広い知識や経験に基づく柔軟な発想・企画力及び業務実績や実施体制等を審査することで優れた事業者を選定し、提案に基づいた業務仕様とすることが、効果的・効率的な事業成果につながることからプロポーザル方式を採用したものである。

上記を踏まえ、「令和8年度 放置自転車等総合対策業務委託公募型プロポーザル方式受託者選定会議」において有識者の意見を聴取した結果、アーキエムズ・フジカ業務委託特別共同企業体が契約相手方として最適であると判断されたため、アーキエムズ・フジカ業務委託特別共同企業体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものである。

# 3

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

建設局総務部管理課自転車対策担当（電話番号：06-6615-6668）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和8年度 もと南工営所エレベータ保守点検業務委託

## 2 相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

## 3 随意契約理由

本業務は、南部方面管理事務所管理棟1階の一部で発生した火災から、住之江工営所の事務所機能をもと南工営所に移転しており、エレベータを稼働させるための安全確保及び機能維持に必要な保守点検を行うものである。

本エレベータ設備は日本オーチス・エレベータ株式会社が設計製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウが必要であり、故障原因の解析については製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務後の保守業務に一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、本業務を遂行できる業者は日本オーチス・エレベータ株式会社のみであるため、随意契約するものである。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

南部方面管理事務所管理課 (電話番号 06-6686-1240)